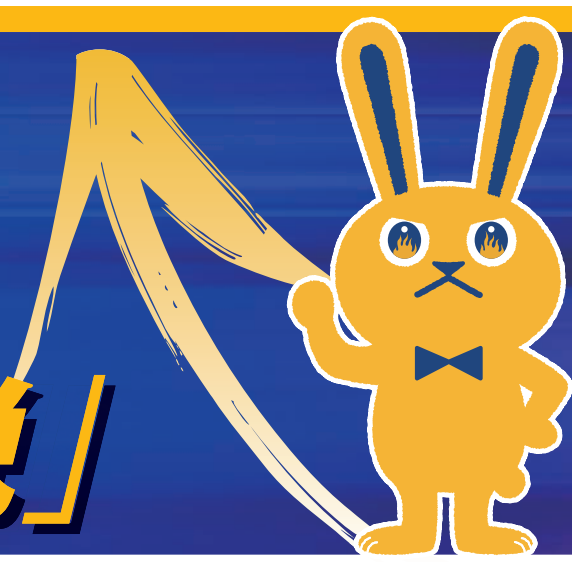
国民民主
KOKUMIN MINSHU PRESS
栃木県連号外版
令和8年7月17日

連絡先：国民民主党栃木県総支部連合会（国民民主党とちぎ）
〒320-0863 栃木県宇都宮市操町6-1　IT'S FORTUNE101号室
TEL：028-611-5005 / FAX：028-611-5006
HP：http://dp-tochigi.jp/

発行：国民民主党 国民民主PRESS編集部　〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町 / TEL：03-3593-6229 / HP：new-kokumin.jp / 通常号 定価1部200円（税込み）・年間購読料1,000円（送料含む）隔月第4金曜日（偶数月）発行

手取りを増やす「現役世代減税」「子ども減税」



「社会保障国民会議」で、2029年度の「給付付き税額控除」の導入までのつなぎとして、飲食料品の消費税を２年間に限り１%に減税（1人当たり平均で年約3.6万円の負担減）とすること等を内容とする案が示されました。これに対して国民民主党は、住民税と所得税を減税すると同時に社会保険料の還付を行い、現役世代が多く負担している税・社会保険料を年約５万円軽減することを訴えています。

国民民主党案　年5万円の負担軽減

① 住民税の減税

② 所得税の減税

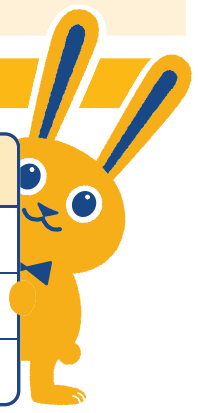
③ 社会保険料を還付

勤怠	出勤	休出	特休	有給	欠勤	有給残	出勤時間	遅早時間	時間外	休日出勤	
	20										
支給	基本給		時間外		休日出勤		深夜				
	250,000		50,000					還付		減税	通勤費
											25,000
控除	健康保険		介護保険		厚生年金		雇用保険	社会保険合計		所得税	住民税
	15,760				29,280		1,625	46,665		6,220	12,800
							総支給金額	控除合計額	差引支給額		
							325,000	64,060	260,940	手取り UP!	

※当面の対応として、社会保険料還付を先行実施します。
※具体的には、年内に、社会保険料を納付している中低所得の勤労者に約５万円を給付します。

2年間の飲食料品の消費税減税との比較

	2年間限定の飲食料品の消費税減税	国民民主党案
減税額（1人当たり）	平均で年約3.6万円	年約5万円
財源	年4.3兆円程度	年2.5兆円程度
開始時期	来年4月	年　内



国民民主党の「子ども減税」（年少扶養控除復活）

年収（給与所得）	令和7年の所得税・住民税負担額	国民民主党案 負担額	国民民主党案 減税額
200万円	9.1万円	3.9万円	5.2万円
300万円	17.4万円	12.1万円	5.2万円
500万円	38.0万円	30.8万円	7.1万円
800万円	91.4万円	80.3万円	11.1万円
1,000万円	141.5万円	130.4万円	11.1万円

16歳以上の子どもや親などの扶養親族を養っている場合には、人数に応じて所得のうち一定金額が非課税となる「扶養控除」があります。しかし、16歳未満の子どもを扶養している場合に適用される「年少扶養控除」は、平成22年度税制改正で廃止されたまま、16歳未満の子どもを扶養している場合だけ扶養控除がない状態になっています。国民民主党はこの年少扶養控除を復活させ、子育て世帯の税負担を軽減することを目指します。

*夫婦子一人、共稼ぎ世帯の場合の世帯主についての試算です。
*所得税38万円、住民税33万円の年少扶養控除を復活させます。
*所得税・住民税負担額で、復興所得税・均等割・森林環境税を含みます
*小数点以下第2位を四捨五入しているため、差し引きが一致しない場合があります。
*年少扶養控除復活による影響のみを試算したものです。
　基礎控除等の引き上げによる計算額と単純に合算できないことにご留意ください。

●国民民主党とちぎ公式ＳＮＳで情報発信中！ ぜひご覧ください！

Facebook　X（旧Twitter）　LINE　YouTube

お問い合わせ
国民民主党栃木県総支部連合会
TEL.028-611-5005
http://dp-tochigi.jp/